

随意契約理由書

案件名	東京人材銀行における情報提供機器の賃借	要求部署名	総務部会計課
発注（契約） 内 容	東京人材銀行における情報提供機器の賃借		
発注（契約） 案 件 の 要 求 理 由	東京人材銀行では、本システムにより求職者及び求人者に情報を提供しており、当該業務の効率化及び円滑なサービス提供に不可欠なシステムである。 よって、本年度も引き続き当該機器を賃借することにより、円滑な業務運営を図りたい。		
契約金額	1,063,440円	契約年月日	平成23年4月1日
契約業者名 及び住所	NECキャピタルソリューション(株)		
随意契約 の理由	新たな機器を賃借した場合、機器の設置作業、新たな機器へのシステム移行作業及び動作確認等が必要となり、別途費用が発生する。当該業者は昨年度の情報提供機器賃借業者であり、本年度も引き続き契約し、現在使用している機器を賃借することが経済的に著しく有利であり、機器変更による事業の中断は許されないため。		
根拠法令	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項		
予定価格	1,063,440円		
見積書徴取状況	1社（業者指定）		
その他 特記事項			